法パラダイムの概念構成（1）

坂　本　雅　則

キーワード
法パラダイム
選出権力としての支配
株式所有構造分析
経営者支配論
株式の分散
株主の機関化

目　次

はじめに
法パラダイムの基礎概念
株式所有構造分析とその評価
1.「経営者支配」肯定説における理論と実証
① Berle/Means の場合
② 西野嘉一郎，増地庸治郎，占部都美の場合
③ Larner の場合
④ Blumberg の場合
⑤ 三戸公の場合
⑥ 三戸浩の場合　（以上まで本号）
⑦ 奥村宏の場合
⑧ 西山忠範の場合
2.「経営者支配」否定説（＝所有者支配論）による理論と実証
法パラダイムの射程と限界
おわりに

はじめに

筆者のこれまでの研究は，企業支配（コーポレート・コントロール）論（以下，CC 論と表現）の既存理論を乗り越える視角である「構造的支配―権力パラダイム」を提唱することに主眼があった。この構造的支配―権力パラダイムを学会・研究会等で発表していく中で，よく出る質問・批判の一つは方法論的立場に関するものであった。この課題は「構造的支配」概念にも関連することであり，これについては，拙稿[1]で展開したような「方法論的立場」を提示しておいた。本稿以下では，これもよく出る質問・批判であり，課題でもあったことに答えようと思う。すなわち，「既存 CC 論で使われている重要な諸概念は，構造的支配―権力パラダイムにおいてはどのように位置付けられるのか」ということである。

論文の本文中で指摘したり，質問されたときには個別に答えてはいたが，この種の質問・批判が出てくる原因は，まず第一に，筆者自身の方に問題があったといえる。というのも，そのような課題自体を扱った独立した論文，すなわち，既存パラダイムの論者であると規定された論者は多くの概念をバラバラに使っているなかで，それら諸概念が，筆者が提示した構造的支配―権力パラダイムにおいてはどのように位置付けられるのかという作業を直接扱った論文は書いていなかったからである[2]。ただし，「批判する」というときの方法として，これまで

1)　拙稿「構造的支配―権力パラダイムにおける方法論的立場(1)(2)」『龍谷大学経営学論集』第44巻第3，4号，2004年

2)　注3で使用したような意味でのパラダイム批判が主眼であったわけであるから，既存パラダイムの諸概念をどう位置付けるかというのは一次的な問題ではなかったし，そうする必要性もなかった。

とってきた筆者の方法自体が間違っていたとは考えていない[3]。

原因の第二として，質問者ないし批判者の方にも問題があったといえる。すなわち，批判者自身が持っている「支配」「権力」「所有」等々の概念を念頭におきながら，構造的支配—権力パラダイムにおけるそれらの諸概念を吟味したり，理解できないと批判するのである。拙稿で示した通り，方法論的立場がそもそも違うわけであるから，既存パラダイムになじんでいる批判者側の混乱が原因で，そのような批判が出てきているという側面もあったわけである。

以上のようなことを背景としつつ，本稿以下では，法パラダイムの論者がどのような概念構成を使っているのかを必要な範囲で吟味した上で，最後に，構造的支配—権力パラダイムにおいて，法パラダイムの諸概念はどのように位置付けられるのかを指摘したいと思う。

法パラダイムの基礎概念

ここでは，法パラダイム論者がどのような基礎概念を使って分析しているのかを吟味する。拙稿で何度も指摘している通り[4]，法パラダイムとは，「支配（control)」は近代的な意味でいう「法律的所有権（ownership)」の属性であると論理展開するパラダイムを指している。すなわち，「所有権」事象と「支配」事象との事象的規則性を因果関係であると考えるわけである。そうすると，法律的所有権の存在形態をどう解釈するのかで，いわゆる「経営者支配（Management Control)」を肯定する系譜（いわゆる経営者支配論）とそれを否定する「所有者支配（Ownership Control)」の系譜（いわゆる所有者支配論）に分かれる。両者は対立するかのように扱われることもしばしばであるが，パラダイムは共有されている[5]。

3) 具体的には拙著『企業における支配権力の重層的決定関係』関西学院大学出版会，2002年を参照してもらう以外ないが，概念上の使用方法が良い悪いを批判しても「批判」とは言えないと考えている。ある理論から見て，捕捉できない論点があり，それが見逃し得ない重大な論点である時，その理論のパラダイム自体を修正せざるを得なくなる。したがって，「統一的」パラダイムなり，フレームワークなり，アプローチなりを提示しようとするのであれば，既存理論が採用しているパラダイムでどのような論点を捕捉できず，それが重大であり，そして，統一的パラダイムであれば，その重大論点を捕捉できることを明示しなければならない。そういう意味で，拙著ではケーススタディを利用して，既存パラダイムの限界点を具体的に析出させたわけであり，そのような方法論は未だに有効であると考えている。

4) 拙稿「企業支配論の新展開(1)—所有・支配・権力—」龍谷大学経営学論集第43巻第3／4号の注1で示したように，ここで使用している「パラダイム」とは「支配という現象に関して，概念的↗に説明するときの論理構造」を意味する。例えば，よくある批判として，「バーリ＝ミーンズは法パラダイムとは言えない。経営者の戦略的地位についてや顧客や労働者等々の一定の権力行使を指摘している」というのがある。つまり，各論者は，著作で様々なことを言っており，株式所有構造や戦略的地位を指摘しているというわけである。確かにそれはそうで，筆者もそれを知らないわけではない（バーリ＝ミーンズであれば，Adolf Berle and Gardiner Means with a new introduction by Murray Weidenbaum and Mark Jensen, *The modern corporation and private property*, Transaction Publishers, 1991, pp. 74-75. を参照せよ)。しかし，ここで類型化している基準は，「支配という事象」をどういう論理構造で説明するか，なのである。たとえ「戦略的地位」に関する記述がなされているとしても，それに付随する権力を「株式所有権が分散化した時」に生成する（法パラダイム）と考えるかその地位自体に付随する（組織パラダイム）と考えるのでは論理構造が違い，「支配」という同じ表現を使っていたとしても，意味させている内容が違うのである。そして，その論理構造ゆえに捕捉できない重要な論点が出てくるわけである。

5) CC論では一般的には所有者支配論と経営者支配論というのは対立する立場であると扱われている（例えば，勝部伸夫『コーポレート・ガバナンス論序説—企業支配論からコーポレート・ガバナンス論へ—』文眞堂，2004年，10頁)。しかし，筆者が使っているパラダイムという観点から言えば，それらは法パラダイム内における立場上の違いでしかない。他方，株式所有構造を議論しているというだけで，パラダイムとしては組織パラダイムであるのに，法パラダイムの経営者支配論↗

「経営者支配」の起源といえば，いうまでもなくBerle/Meansを挙げることは誰も否定しないであろうし，法パラダイムの典型でもある。そこで，Berle/Meansが展開した「支配（control）」の論理を簡単に吟味し，概念構成を見ておく。ここで行う作業は言い尽くされていると思われるかもしれない。しかし，彼らの「理論と実証」手法が法パラダイム論者のそれに多大なる影響を及ぼすため，この箇所を厳密に把握しておくことは非常に重要な作業であると考えている。

まず，彼らにとって，「法律的所有権（ownership）」というものは企業に関する三つの機能，すなわち，「企業から収益を獲得する機能（having interests in）」，「企業に対して権力を行使する機能（having power over）」，「企業を運営する機能（acting with respect to）」を意味する。株式会社制度が普及する以前では，法律的所有権者は前二つの機能を遂行し，最後の運営機能を雇用経営者が遂行していた。すなわち，雇用経営者の任用や経営活動への指図（directions）といったことを法律的所有権者が行っている，と想定している[6]。

しかし，株式会社制度の普及によって上記三つの機能がさらに分化するという。すなわち，経営者の任用や経営活動への指図といった権力機能までをも所有者が失ってしまうという。これが彼らの考える法律的所有権者ではない株式所有権者の「所有（stock ownership）」の内容である。そして，「権力を行使する機能」[7]を「支配（control）」としたのである。つまり，「企業において遂行される経営活動を担う主体を選出（select）する権力」が「支配」の内容なのであり，だからこそ，「取締役会を選出する実質的な権力」[8]と表現したわけである。彼らの問題提起は，まず，株式会社制度の普及に伴う株式の分散は「財産の変革」であるということ，そして，その内容は「所有権（ownership）から支配という権力の分離」である，と整理できる。

以上のことから，「株式所有構造」と「選出権力としての支配」との「事象的規則性（event regularity）」を因果関係と考えていることは明確であり，このような彼らの「支配」事象の定義からいうと，当然，「株式所有構造形態」に連動して「支配形態」が変位する[9]ことになる。こうして，彼らにとって，株式に関する持株比率分析が「支配」事象を示す「実証」研究となり，中心的な論点となるわけである。

ここで注意しておかなければならないのは，法パラダイム論者の「実証」に関する妥当性は，「所有権」事象と「支配」事象との因果的関係を前提にしなければ成立しないということである。そして，この前提こそが近代的所有権観なのである。筆者がこの学派を法パラダイムと呼ぶ根拠であり，以下で吟味される法パラダイム論者に共通していることである。

株式所有構造分析とその評価

こうして，株式所有構造分析が「実証」研究としてなされることになるわけであるが，二つの系譜に分かれる。一方は株式の分散現象を「株式所有者の消滅＝選出権力の行使主体の消滅」と解釈することで，「経営者支配」を肯定する系譜であり，もう一方は所有比率を詳しく見ると，実は所有主体を特定化でき，「経営者支配」の否定＝「所有者支配」を主張する系譜である。

↘者として扱われるのがGordonやHermanだろう。次稿以降で詳述するが，彼らは「戦略的地位」に「支配」が付随していると基本的には考えている。彼らが叙述の途中で，組織規模が量的にも質的にも巨大化することを示すために株式の分散に触れているからといって，彼らが依拠している「支配についての説明論理」がBerle/Meansと同じであると判断するべきではない。

6) Berle and Means, *op. cit.*, p. 112を参照した。なお，訳語に関しては筆者（坂本）の判断によっている。以下同様。

7) *Ibid.*, p. 113. から引用。

8) *Ibid.*, p. 66. から引用。

9) *Ibid.*, pp. 67-83. を参照した。

なお，ここでは，各論者の「理論と実証」を吟味し，「支配」とどのように結びつけているのかということに力点があり，個別実証研究の中身に関する具体的吟味が主眼ではないことをあらかじめ断っておく。

1.「経営者支配」肯定説における理論と実証

Berle/Means に典型的に見られる法パラダイムを採用すると，株式所有構造がどのような凝集性を持つのかということが「支配」を分析するときに重要となる。株式会社制度では，株式所有構造の凝集性が取締役会の選出する権力を左右すると制度設計されているからである。だからこそ，法パラダイム論者は「実証研究」と称して株式所有構造の凝集性を吟味するわけである。具体的に見ていこう

① Berle/Means の場合

彼らは1920年代のアメリカにおける株式所有構造分析を行い，株式会社制度が広範に普及していく過程で[10]，経済力が集中し，株式所有が大衆化する，いわゆる「株式所有権（stock ownership）の分散」現象に注目した[11]。そして，この分散現象を捉えて，Berle/Means は，伝統的な財産概念は崩壊してしまい，「財産の変革（property in flux)」を説く。従来の伝統的な「所有権（ownership)」とは違って，「支配（control)」が「所有権」から分離する，いわゆる「所有と支配の分離」が進行[12]していると主張したのだった。

そして，株式が分散化していく度合い—持株比率の偏差—に応じて，「支配」形態が変化していく状況を，５つに類型化するわけである。いわゆる，完全所有支配・過半数所有支配・法律的手段による支配・少数所有支配，そして経営者支配である[13]。「経営者支配」形態以外の４つの類型は株式の凝集性の度合いに応じた株主総会を牛耳る様々な方法なのであり，総会を通じた「取締役会を選出する権力」の具体的形態を示している。そして，「経営者支配」形態とは，株式の高度分散によって，結果的に，選出する権力自体を経営者が握る形態を意味している。当然ではあるが，前章で示した彼らの「理論」と完全に符合する「実証」であると評価できるだろう。

また，Berle に関しては，1959年の著作で，彼の理論的スタンスを忠実に守って，「機関所有支配」を主張している[14]。これは株式の分散傾向が個人株主レベルでは進行する一方で，株式の機関への集中傾向が起きたことを受けて行われたものである。彼の「理論」から言えば当然の帰結と言えるだろう[15]。株式が機関に再集中すれば，集中した株式所有権を基礎に取締役会の選出する権力を確保できるからである。

以上のことから，Berle/Means（特に Berle）の立場の特徴は以下のようにまとめられるだろう。すなわち，まず，「取締役会を選出する権力」という意味での「支配」事象を「株式所有権」事象の属性であると考えている点において，法パラダイムを維持している。次に，「支配」事象を説明する上で，「株式所有権」事象の中でも，「株式の持株比率」という変数を排他的に利用している点である。したがって，厳密に

10) *Ibid*, pp. 35-38. を参照した。
11) *Ibid.*, Book 1 chapter 3, 4 を参照した。
12) *Ibid.*, pp. 110-111. を参照した。
13) *Ibid.*, Book 1 chapter 5 を参照。
14) Adolf Berle, *Power without property: a new development in American political economy*, New York, 1959, p. 59 を参照。
15) Berle にすれば当然とも言える帰結なのであるが，正木はそのことを「(自らの立場に）拘泥した」と批判したり，「権力（正確には「支配」のことだろう—坂本）の基礎を当該組織における地位に求めようとする考え方はバーリにはまだ見られない」と批判している（正木久司『株式会社支配論の展開』文眞堂，1983年，124頁)。すでに指摘したように，Berle/Means にとっての「経営者支配」というのは，株式所有権が高度に分散した状況＝所有権という法律的手段が利用できない状況を前提としているのである。つまり，もし正木のいう「地位に基づく支配」をも「経営者支配」と言ってしまうと，二つの「経営者支配」が生まれてしまい，Berle/Means の実証研究との整合性がなくなってしまう。正木は自分の「理論」を Berle に求めている。

述べれば，「支配」事象と「株式の持株比率」事象との事象的規則性を因果関係と考えているわけである。

② 西野嘉一郎，増地庸治郎，占部都美の場合

Berle/Means の手法を基本的には踏襲して，日本に適用した歴史は古い。戦前のものとして西野と増地による研究が挙げられる。西野の場合，Berle/Means の手法を忠実に踏襲し，1933年段階における日本の株式所有構造分析を行っている。結果は日本の大企業も「経営者支配」形態が顕著な傾向であることを主張した[16]。他方，増地の場合，1934年段階における株式所有構造分析を行っている。Berle/Means が行った類型以外に「金融業者支配」「政府支配」を追加しているが，「経営者支配」企業が増大傾向にあり，「所有と支配との分離」が進行しているという[17]。

戦後のものとして，占部の研究が挙げられる[18]。結論的には，大会社において，もはや「資本家的支配」の性格は構造的に著しく変質し，経営者支配になっているということなのであるが，制度（機関のこと—坂本）所有の比率が高まっていることを確認し，機関株主はあくまで投資家的行動をとっているという。機関所有の優勢は「支配（選出権力）」と結びつかず，逆に，支配集団の消滅を意味し，結果的に，「経営者支配」が成立すると考える[19]。Blumberg の論点を先取りしていると評価できるだろう。

③ Larner の場合

Larner[20] は1963年段階でのアメリカの株式所有構造を最大非金融会社500社に関して吟味し，「経営者支配」の完成を宣言した[21]。これまで十分に彼の著作内容に関する詳細な検討がなされているので，ここでは詳しくは触れない[22]。本稿で考察対象になるのは，どのような概念構成となっているのかであるが，周知のように，彼は基本的には Berle/Means の概念構成—定義・手法・分類—を踏襲している[23]。したがって，ここでは1963年段階においても，経済力が集中しており，Berle/Means が考えた経営者支配形態の企業が増大しているということを指摘し，評価としては Berle/Means のそれと同様である。なお，Berle/Means が考慮しえなかった機関所有の集中傾向[24]に関しては無視されている。

④ Blumberg の場合

1960-70年代のアメリカにおける株式所有構造分析を行い，「経営者支配」を論じた論者として，Blumberg が挙げられるだろう。法パラダイム論者である彼も基本的には Berle/Means が行った「理論」を踏襲している。まず，アメリカの大規模株式会社が経済全体に占める大きさ（一般集中）の実態とその意義を分析し[25]，次に，市場ないし産業における主要生産者の占有率（市場集中）とその意義[26]を分析し，「所有と支配」の問題を取り扱っている。論述の流

16) 西野嘉一郎『近代株式會社論：持株會社の研究』森山書店，1935年，137頁の第四十九表を参照。

17) 増地庸治郎『我が國株式會社に於ける株式分散と支配』同文館，1936年，161頁を参照。

18) 占部都美『経営者』ダイヤモンド社。

19) 同上書，46-47頁，61頁を参照。

20) Robert Larner, "Ownership and Control in the 200 Largest Nonfinancial Corporations, 1929 and 1963", *American Economic Review*, Vol. 56, No. 4, September, 1966, *Management Control and the Large Corporation*, Dunellen, 1970 を参照した。

21) *Ibid.* (1970), p. 18 を参照。

22) 例えば，正木，前掲書145-156頁が詳しい。

23) 「少数支配」と考えるパーセンテージを10%に下げたことが相違であると言えるが（Lerner, *op. cit.* (1966), p. 779 を参照），そのことはパラダイムと直接関係しないことは指摘するまでもないだろう。

24) 先ほども指摘したとおり，Berle は1959年の著作においては，年金基金が優勢な株式所有者となり，議決権を利用して権力を行使するだろうと指摘している。

25) Philip Blumberg, *The Megacorporation in American Societies*, Prentice-Hall, 1975, Chapter 2, 3 を参照。

26) *Ibid.*, Chapter 4 を参照。

れとしては，一般集中，市場集中という一般的傾向を把握した上で，その集中傾向の特殊研究として，株式市場でさらに詳細な吟味となっている。結論的に述べれば，個人が保有する株式所有に関しては分散傾向が強まる一方，機関が保有する株式所有は集中するという統計的資料を提示している[27]。本稿において考察対象となるのは，この傾向をどう理論的に解釈するのか，である。彼の場合，株式所有構造の変移（「機関株主増大傾向」）を「支配」とどのように結びつけるのだろうか。

まず，伝統的な「支配」概念[28]が株式の持株比率で類型化されていることを批判している[29]。当該企業が置かれている状況によって，「取締役会を選出する権力」を確保するのに必要な持株率は変化するし[30]，さらに，選出機構の性質上，経営者自身が有利な位置にあることを指摘している。すなわち，「取締役会を選出する権力」という伝統的な「支配」概念の定義自体は維持しつつ，それを担保する変数として，「株式持株比率」を想定することを批判したわけである。このことは「実証」研究の中身が変わってしまうという意味で，重要である。

こうして，彼は「選出権力」を吟味するのに適切な変数として，「大規模金融機関への株式の集中傾向（市場集中の一形態）の提示・上位株主としての機関株主の位置付けと協調行動の不可能性・機関株主による議決権行使行動パターン分析・機関株主の投資行動分析（ウォールストリート・ルールやシティ・ルール）・委任状勧誘機構における経営者の有利な立場」など[31]を具体的に分析することで，結論として，結果的に，「経営者支配」が成立していると主張している。

以上のような彼の「理論と実証」に関する評価であるが，まず，これまでの論者と大きく異なることに気がつくだろう。「選出権力」を判定する変数を株式の持株比率だけでなく，多くのほかの変数も利用したのである。このことは，「選出権力」の中身を従来よりも精緻化したと評価できるだろう。しかし，法パラダイムから離脱してしまったわけではない。株式会社制度の制度的特質として，株式の一定の凝集性は「選出権力」となりうる点を全く放棄してしまったわけではないからである。すなわち，従来の持株比率という変数も考慮しつつ，さらに，変数を増やしてより精緻な「選出権力」のあり方を吟味したわけである。すなわち，「選出権力としての支配」事象を説明するのに，「機関株主の行動分析と選出機構における経営者の優位性といった議決権」事象を利用しており，「所有権」事象と「支配」事象との事象的連動性を因果関係と考える法パラダイムは維持されていると評価できるだろう。

⑤ 三戸公の場合

日本における企業支配論の学説史で，代表的な人物として，従来の「所有論アプローチ」とは違う「組織論アプローチ」を提示していると評価されている[32]三戸公が挙げられる。彼の「機関所有に基づく経営者支配」論は，彼の壮大な「組織社会論」の中核であり，後のパラダイムチェンジを主張するための理論的基盤である。三戸の機関所有論とは一体どのようなものであろうか。彼の影響力も考慮して，少し詳しく吟味してみよう。

まず，「三戸・機関所有論の基礎」[33]が形成されたと評価されているものとして，三戸公・正木久司・晴山英夫ら[34]による『大企業における

27) *Ibid.*, Chapter 5 を参照。
28) Berle/Means 流の「選出権力としての支配」概念を指している。
29) Blumberg, *op. cit.*, pp. 92-93. を参照。
30) 支配を「維持」するのに必要な株式の所有比率と経営権力争奪のためのそれとでは違うということ。
31) Blumberg, *op. cit.*, p. 95, pp. 101-107, pp. 132-133, pp. 135-136, pp. 145-147. などを参照。
32) 勝部，前掲書152頁を参照せよ。また，「所有論アプローチ」と「組織論アプローチ」という表現も勝部の表現である。
33) 同上書159頁から引用。また三戸自身も認めている。三戸公『財産の終焉：組織社会の支配構造』文眞堂，1982年，111頁で指摘されている。
34) 三戸公・正木久司・晴山英夫編『大企業における所有と支配』未来社，1973年。なお，この著作の↗

所有と支配』（以下，『所有と支配』と表現）が挙げられるが，この著作では，その当時までのアメリカと日本における実証研究の学説を簡単に整理した上で，自らの「理論」が提示されている。基本的には，伝統的なBerle/MeansやTNEC調査による「支配」概念である「取締役会を選出する権力」と調査方法を受け入れ[35]，調査時点を日本の昭和11年・昭和31年・昭和41年の3時点として，適用している。また，彼らの「実証」の特徴として，日本の大企業の他人資本比率の高水準を考慮して，「他人資本と支配との関係」を行っている点が挙げられる[36]。ここで注意しなければならないのは，「支配」概念の使い方である。彼らとしては，他人資本，特に貸付債権者の権力を組み込むためにした操作なのだろうが，それを「支配」と表現してしまうことは，「実証」を行う上で重大な問題を引き起こしうる。なぜなら，はじめに規定している伝統的な「支配」概念と他人資本分析による「支配」概念とでは意味させている内容が違うからである。単純に言って，貸付債権者の権力は，経営者群による経営政策の選択肢を狭めることにはなろうが，「取締役会を選出する権力」などではありえないからである。もし一定の権力であるとして組み込みたいのであれば，なんらかのウェイトをかけるか，別の概念[37]を作らなければならないだろう。しかし，そうすると実証内容まで変わってしまう可能性がある。

以上のような理論的な杜撰さはさておき，「調査結果とその分析」[38]を見てみよう。まず，調査結果では，最大200社に戦前・戦後いずれも大体30-40％弱の経済力が集中し，戦後ほど，少数の大企業に集中していることを指摘している。そして，戦前から戦後にかけて，「家族支配」形態が激減し，その後，「経営者支配」形態の企業が減少する一方，「少数持株支配（会社機関による支配）」形態の企業が増加していることを報告している[39]。敗戦という日本の特殊性（財閥解体）とアメリカで見られた機関所有の増大傾向（Blumbergが指摘している）を，日本においても確認できることを指摘しているわけである。

では，このような「調査結果」をどのように解析するのだろうか。ここで，彼は機関所有の増大傾向とそれに伴う「機関所有支配」形態（TNECが「会社支配」と呼んだもの）を「経営者支配」形態であると規定するのである。Berle/Meansの「経営者支配」概念よりも明らかに拡大させた「経営者支配」概念を提示である。そして，そう規定できるとする根拠は「機関所有は個人所有ではない」という事実にあるとする。すなわち，1）当該機関の株式については，個人所有ではない機関所有となっていること，2）当該機関を動かしているのは経営者であること，3）当該機関が保有する株式の議決権行使を利用して，対象企業の経営者の任免を行うのは，当該機関の経営者であること，などを挙げ[40]，「経営者支配」が成立していると主張するのである。例えば，機関所有が優勢となった現代日本社会において，「家族支配」形態の企業と分類されたとしても，家族に経営能力がなければ，家族以外の上位「機関株主らによって解任される」[41]という「可能性の想定」[42]によって，家族支配も「経営者支配の一

↘「理論」は三戸公が執筆している。したがって，以下では，同書の考え方は三戸公の考えであるとする。

35）彼らによれば，Berle/Meansらは「持株比率分析」，TNECは「所有ないし支配者主体分析」であるらしいが，筆者（坂本）に言わせれば，後者は前者をより精緻化したものであると考えている。詳しくは次稿以降で行う予定である。

36）三戸公編，前掲書（1973年）31-33頁を参照。

37）当然，別概念といっても，伝統的な意味での「支配」との共通性を確保しつつ，相違点を反映させるような概念の創出でなければならない。

38）三戸公編，同上書序説第3章の題名から引用。

39）同上書34-35頁や38-41頁を参照。

40）同上書52頁を参照。

41）同上書57頁から引用。

42）ここで「可能性の想定」と表現したのは，なんらの具体的な事例研究が提示されていないのにもかかわらず，「実例を数多くみている」と断言しているからである。つまり，彼の頭の中では数多くあるのであろうが，少なくとも彼が実際に↗

範疇」となり，彼に言わせれば，家族支配とは「家族が持っている経営者的能力が発揮される範囲で維持される支配」を意味することになる[43]。

こうして，「機関所有に基づいた経営者支配」論を提起する。すなわち，自然人大株主が消滅し，機関所有傾向が優勢になったという事実によって，伝統的な意味での「経営者支配」は言うに及ばず，「家族支配」であろうが，「特定機関による支配」であろうが，「機関を運営する経営者が，当該機関が保有する株式の議決権を利用して，対象企業の取締役会を選出する権力を行使する」と解釈するわけである。そしてさらに，経営者は，「会社の維持・拡大」という「資本（価値増殖を遂げる価値）機能を自己の専属機能とするプロフェッショナルである」[44]とする。すなわち，「所有（資本）の論理」=「議決権の利用」から逃れていないと考えるわけである[45]。

『所有と支配』における彼の「実証と理論」はどのように評価できるだろうか。まず，「理論と実証」との矛盾である。すなわち，彼らの「実証」内容自体から言えることは，個人株式の分散→自然人大株主の消滅→機関株主の優勢という株式所有構造の量的な変移であり，伝統的な「支配」概念で利用されている「実証」方法をそのまま時間をずらして適用したものでしかない。つまり，手法通り，伝統的な「支配」概念を遵守すれば，「機関所有支配」形態の増大傾向となるはずである。実際，Berle はそう考えたし，日本で言えば，宮崎[46]は「会社支配」形態の増大を主張した。

次に，独断的結論となっている点である。機関株式増大傾向という「事実」自体は占部やBlumberg も確認しているが，彼らの場合，機関株主の行動様式という根拠などを提示することで，「経営者支配」を主張している。つまり，従来の「実証」手法とは違う根拠が提示されているわけである。しかし，『所有と支配』における三戸の場合，「機関株主増大傾向という事実」と貸付資本の割合の高さを指摘しているだけなのである。先ほども述べたように，「家族支配」形態の企業において，2位以下の機関株主群が家族の経営能力を評価せずに解任するなどという「事例」は，彼らの「調査結果」には存在せず，単なる「可能性の想定」でしかない。そのような「可能性の想定」は他人資本に関する「実証」にも現れる。例えば，まず第一に，先ほども触れたような概念の杜撰さがある。すなわち，何の限定や説明もなく，「他人資本の支配力」と表現している。また，彼らの「実証結果」の内容から「銀行支配」を裏付けるようなものはない。すなわち，想像の域を超えていないのにもかかわらず，「機関所有に基づく経営者支配」を「補完」していると主張しているのである[47]。

このように，『所有と支配』においては，「機関所有に基づく経営者支配論」が主張はされているが，根拠が「可能性の想定」という明らか

↘行った「実証研究」というのは Berle/Means や TNEC のそれと同じであり，「機関大株主群が無能経営者をすげ替える権力を行使した事例」を扱ったものではないことは確かである。そういう意味で，Blumberg が行ったような機関株主らの行動分析に基づく経営者支配論の議論の方が明らかに説得力を持つ。

43) 『所有と支配』において，三戸は後の著作で展開する「地位の所有」論を提示したわけではない。『所有と支配』では，あくまで「機関株主群への議決権の集中」という「所有の論理」に力点があり，だからこそ，経営者支配を「機関所有支配の一形態」と表現しているのである。したがって，勝部が三戸の「経営者支配としての家族支配」を「家族が所有者であるのにも拘わらず，支配の基礎は主として所有ではなく経営能力にあるという考え方から出てきている」（勝部，前掲書158頁から引用）と解釈するのは後の著作からの深読みだと思われる。

44) 三戸公編，前掲書（1973年）58頁から引用。

45) 三戸の場合，「議決権の利用」がないという事実がわかれば，それはすなわち，「所有の論理」もなくなってしまうことになる。こうして生まれるのが「組織の論理」であり，彼のパラダイム論と組織社会論なのである。注61も参照せよ。

46) 宮崎義一『戦後日本の企業集団：企業集団表による分析：1960-70年』日本経済新聞社，1976年。

47) 三戸公編，前掲書（1973年）62頁を参照せよ。

に弱いものでしかなく，『所有と支配』の段階における彼の主張は単なる独断であると評価せざるを得ないだろう。彼なりの「根拠」は，企業支配論に関するもう一つの彼の主著『財産の終焉』（以下，『終焉』と表現）[48]で提示される。吟味してみよう。

まず，日本と欧米における機関所有の拡大集中傾向を確認し[49]，アメリカにおける機関所有に関する学説を批判的に吟味している[50]。そして，これらの学説においては所有主体の個人から機関への移行が「決定的な違い」であると見なされていないことに，「現代企業の支配状況の深奥に迫りえなかった原因」[51]があるという。三戸が「深奥にある原因」に迫りえるかは，「機関所有増大傾向」事象と「支配状況」事象との因果的関係が証明できるのか，にある。

そこで，「機関所有者」がどういう「支配」を行使するのかを吟味している。当然，ここでいう「支配」とは，『所有と支配』と同様，「取締役会を選出する権力」という意味で使っている。しかし，『所有と支配』の根拠であった「可能性の想定」ではなく，Blumbergが示した論拠[52]を引用した上に，機関所有を銀行支配であると考える論者らの調査を付け加え，伝統的な意味での「支配的所有者なし」形態＝「経営者支配」形態企業の増大を確認している。すなわち，三戸は，機関株主増大傾向に対して，『所有と支配』とは真逆の「株式に伴う議決権行使という選出権力の無機能化」という解釈を行うのである[53]。

こうして，『所有と支配』で主張した結論の根拠であった「可能性の想定」を，既存法パラダイム論者（特にBlumberg）と同じ論拠を提示することで否定し，既存法パラダイム論者とは違う意味の「機関所有に基づく経営者支配」論を主張するのである。すなわち，既存法パラダイム論者（特にBlumberg）と同様，株式の所有主体が個人から機関へと優勢になる状況が出現してはじめて，経営者が支配者になると主張するわけであるが，『所有と支配』で主張した「機関所有に基づく経営者支配」論とは違う論拠を提示することになる。

では，三戸はどのような論拠で「機関所有に基づく経営者支配」論を展開するのだろうか。ここで，西山が「機関所有概念の分裂と矛盾」[54]と呼んだことが行われる。すなわち，『所有と支配』とは違う意味の「機関所有」概念を提起するのである。すなわち，「機関」の字義的な詮索，アメリカ制度学派（Veblen，Commons，Drukerなど）のinstitutionの使用法を提示しながら，「機関」の規定として11項目を列挙し[55]，「機関」とは長期持続的な管理機能を内在化させた組織体であり，その「組織体の支配者」[56]は戦略的意思決定を行う地位にある経営者である[57]，と主張する。これまでとは明らかに違う「所有」「支配」概念の提示であり，「経営者による機関支配すなわち経営者支配」の基礎は，「まず職位＝地位の所有であり，地位の所有の前提となるものは能力の所有」[58]にあると主張することで，『所有と支配』と同じ表現[59]である「機関所有に基づく経営者支配」論を維持するのである。

48）三戸公『財産の終焉：組織社会の支配構造』文眞堂，1982年

49）同上書36-48頁と64-71頁を参照。

50）同上書，49-62頁を参照。

51）同上書62頁から引用。

52）同上書92-93頁を参照。

53）同上書97頁を参照。『所有と支配』で主張した「機関が所有する株式の議決権を利用した，経営者による選出権力行使」という結論における「議決権を利用する」という箇所を否定しているわけであるから，恐るべき矛盾でしかないのであるが，結論的に表現としては同じ「機関所有に基づく経営者支配」論を主張することになるなるため↗に，矛盾を感じていないのだろう。詳細は後述。

54）西山忠範『脱資本主義分析：新しい社会の開幕』文眞堂，1983年，233頁から引用。

55）三戸，前掲書（1982年）82-83頁を参照。

56）ここでカギ括弧を付けるのは，伝統的な「支配」概念とは違った意味で使用しているからである。

57）三戸，前掲書8頁を参照。

58）同上書102頁から引用。

59）「表現」が同じなのであって，意味させている内容は違っている。

以上，『終焉』における三戸・機関所有論はどのように評価できるだろうか。まず第一に，『所有と支配』と同様，「理論と実証」に矛盾が存在する。彼が『終焉』で行ったことは，機関株主の増大傾向とその議決権の無機能化の提示であり，『所有と支配』の論拠だった「可能性の想定」の否定であった。しかし，「機関が保有する株式の議決権の無機能化という事実」から導き出せる「理論」は選出権力の消滅ではあっても，「能力による地位の占有」を根拠付けるのには無理があろう。すなわち，『終焉』の結論である「地位の占有に基づく経営者支配」論は導き出せないのである。

次に，「概念の分裂と矛盾」についてである。これは第一の問題点と関連するのであるが，西山が表現したように，確かに『所有と支配』と『終焉』とで使われる「支配」概念は矛盾しているし，「所有」概念に関しては分裂している。しかし，異なった「所有」「支配」概念が並列されること自体ではなく[60]，それらの概念の妥当性を担保する根拠が示されていないことが重大な問題なのである。例えば，Berle/Meansでさえ，経営者が自らの戦略的地位を基礎に，その占有者として権力を持つと主張している。しかし，Berle/Means（それ以後の法パラダイム論者も）の場合，「地位を占有することで一定の権力を持つ経営者（取締役）」を選出する権力に関して「支配」と呼んでいるだけである。三戸は，『所有と支配』とは内容が違うのにもかかわらず，『終焉』において同じ言葉である「支配」を使っているわけである。すなわち，根拠と内容の違う二つの権力（選出する権力と占有する権力）を同じ言葉（「支配」）で表現しているわけである。

最後に，なぜ「所有」「支配」概念が二重に使用されることになったのだろうか。結論的に述べれば，おそらく無意識的なのだろうが，法パラダイムに依拠してしまっているからである。すなわち，法パラダイム（「所有権」事象と「（経営者）支配」事象との事象的規則性を因果関係と考える）に依拠すると，「機関所有優勢」事象から「経営者支配」事象を導き出さなければならなくなり，「機関所有に基づいた経営者支配」論を提示できなければならない。そこで，考え出されたのが何の関連性ももたない，意味内容が異なる二つの「所有」「支配」概念だったのである。

以上まとめると，第一に，『所有と支配』では，「支配」を議決権を利用した選出権力と考え，第二に，『終焉』では，「支配」を機関所有の増大傾向を契機とした占有権力と考え[61]，第三に，占有権力を説明するのに，「機関所有に基づく」という表現をわざわざ使っていることなどから，三戸・機関所有論とそれを基礎にした組織社会論は法パラダイムに依拠していると評価できるだろう。

⑥ 三戸浩の場合

日本大企業の所有・経営・支配の状況に関して最も詳細な実態研究を行った論者として，三戸浩[62]が挙げられる。彼の調査は，「誰がどれだけ所有しているのか」というこれまでの伝統的な手法（「持株比率分析と所有主体分析」）と日本企業の特徴である他人資本比率の高さを考慮したことによる，他人資本分析（債権者分析）に加えて，「現代大企業の管理・運営に当たっている経営者の分析」[63]の三本柱をその内容とする。

彼が考える自らの調査の特徴[64]としては，まず第一に，「所有分析と支配分析を切り離し」

60) 但し，同じ表現を使うのであれば，前著（『所有と支配』）の定義との共通点と相違点くらいは明示するのが普通だろう。

61) 同上書102頁で，「地位の所有」論を展開する直前に，「所有なくして支配するとすれば」と表現していることに象徴的に現れている。すなわち，機関所有の増大＝個人大株主の消滅＝財産所有に依拠した支配の消滅という株式所有構造の変移が起きてはじめて，「地位の占有に依拠した支配」が導き出されるわけである。

62) 三戸浩『日本大企業の所有構造：産業会社・銀行・保険会社の実証研究』文眞堂，1983年。

63) 同上書10頁から引用。

64) 同上書10-11頁を参照。

ている点，すなわち，所有の実態をできるだけ忠実に表現し，さらに債権者分析と経営者分析を行っている点にあるという。第二に，機関株主増大傾向を受けて，金融機関に関しても所有者・債権者・役員分析をしている点，そして，第三に，単年度ではなく時系列的に分析を行っている点を挙げている。おそらく彼の著作の最大の特徴点は第一であろうと思われる。

調査結果の概要としては以下のとおりである。まず，産業会社の持株についてであるが，これまでの調査と同様，この時期も（昭和51年）「個人株主の持株分散化と機関株主の持株集中傾向」[65]が確認され，上位十大株主を見ると，「都市銀行，生命保険会社，産業企業の3者で80％」[66]を占めているという。これまでの既存調査と同じ内容であるが，日本的な特徴としては，企業集団の手によって，複数会社所有という形態になっている点が挙げられる[67]。いわゆる安定株主工作である。

次に，債権者分析であるが，産業企業における上位十大債権者は銀行で85％以上を占めているが，全体的傾向として，銀行以外の金融機関が増大傾向にあり[68]，また，「最大債権者は同時に最大所有者であるか，ないしは，政府系銀行または長期信用銀行」[69]であるという。

役員分析であるが，昭和51年時点で内部昇進役員が7割弱を占め，上位企業ほどその傾向が強まる。また，貸付債権者であり所有者でもある金融機関は7％弱に過ぎない[70]。さらに細かくどういう主体が経営規模との相関で経営者になるのかを分析した結果，パターンとしては5通りもあり，特定の規則性は見つけられていない[71]。

最後に，彼の調査の特徴である金融機関の所有構造等の結果をまとめると以下の通りである。機関株主増大傾向が産業会社以上に進んでおり，安定株主化工作も完成している。また，役員に関しても，内部昇進が8割を越えている[72]。

以上のような実態調査を経て，結論として，「機関所有―相互所有・安定株主―に立脚した経営者支配」論を主張している[73]。銀行をはじめとする金融機関からの制約力[74]を受けつつも，相互持合＋安定株主工作＝選出権力の無機能化によって，経営者が選出権力を獲得すると，彼は考えているわけである。実態調査自体は事象の列挙であり，たとえ一定の「事象的規則性」があったとしても，それが直接的な因果関係になるとは限らない。では，彼は実態調査結果をどう解釈し，どういう論理構造をとることで，そのような結論を導き出したのだろうか。残念であるが，実態調査自体は定量分析が中心であり，事象間の背後で働いているメカニズムは検証していないのである[75]。

---

65) 同上書37頁から引用。
66) 同上書51頁から引用。
67) 同上書74頁を参照。
68) 同上書96頁の表6-11を参照。
69) 同上書122頁から引用。
70) 同上書128-130頁，150-151頁を参照。
71) 同上書168-169頁を参照。
72) 同上書204頁，208頁，219頁，227頁，239頁，247-248頁を参照。
73) 同上書300-303頁を参照。彼がここで言っている「機関所有に立脚」という意味は，機関株式が「相互所有・安定株主」になることで，支配的所有主体が消滅し，それに伴い，選出権力が無機能化することを意味させているようである。すなわち，伝統的な「経営者支配」概念である。
74) 同上書303頁で債権者の権力を「発言力・影響力」程度であると判定している。これも彼の調査結果自体からは「可能性の想定」と言わざるを得ない。つまり，意思決定過程の中で，誰がどういう範囲で経営政策に介入したかなどの具体的な事例分析が組み込まれなければ，一意的に「発言力・影響力」などとは判定できないだろう。
75) 同上書281-285頁で「複数会社所有の意味」を分析しているが，それも定量分析を具体的な企業集団を挙げて例示していることで終わっている。ここで行っているような数値だけでは，安定株主工作がなされていることは示せても，誰の誰に対する「選出権力」が行使され，もしくは，されていないのかという検証にはならないだろう。また，「安定株主工作」に関して，生命保険会社が究極的所有者にもかかわらず，選出権力を行使していないことを様々な「可能性の想定」を利用して説明している。しかし，彼が行った実態調査自体から直接的にそのような「想定」は導出できない。

彼の調査結果から導き出せることを考えてみよう。まず，所有分析（持株分析＋所有主体分析）は議決権が絡む問題であるわけだから，「選出権力」に関連する。この点に関して，彼の調査結果から言えることは，選出権力が無機能化しているということだけである。というのも，機関所有株式の議決権を利用した，経営者らによる選出権力の行使事例などは検証されていないからである。

次に，債権者分析に関してであるが，一定の他人資本比率が存在することで，経営政策を左右するような「何らかの権力」が存在することは確かだが，彼が行った調査結果のような定量分析では，経営政策上，どのような範囲で，どの程度の権力が行使されたかということは判定できない。すなわち，債権者は資金という重要な経営資源の一つの供給者として，一定の権力を行使しているというところまでがせいぜいいえることだろう。

最後に，役員分析であるが，内部昇進の比率が高まるということはそれだけ内部情報に精通しているし，管理階層を上り詰めた主体が多数派を占めるという意味で，三戸公が指摘した「能力に基づく地位の占有権力」を表現するものであると解釈することは可能だろう。しかし，役員の定量分析だけで一意的に判断しきることもできないだろう。例えば，金融機関からの派遣役員が一人であったとしても，そこからの貸付額が巨額である場合や当該企業が何らかの経営不振に陥っている場合などは，当該派遣役員の権力は絶大なものとなろう。

最後に，彼の「理論と実証」はどのように評価できるだろうか。まず，考えてみなくてはならないのは，なぜ持株比率・貸付比率・役員比率という変数に限定したのかということである。また，彼の実証研究で挙げている各変数は等価で並列しているわけではないだろうから，西山が行ったようなウェイトをかけた分析[76]を行うなり，別概念を使うことで比較しなければならないだろう。そうすれば，「機関所有に基づく経営者支配」論を結論として持ち出すような「飛躍」は生まれなかったのではないだろうか。

多くの利害関係者の中でも排他的に三つを選んだということ自体が，他の法パラダイム論者と同様，法パラダイムに―無意識的にだろうが―とらわれていることを象徴している。すなわち，彼が三つの変数の内，所有分析と役員分析という，所有権事象にまつわる「会社機関」におけるヘゲモニー状況の定量分析に力点を置いていること自体が，「所有権」事象と「支配」事象との事象的規則性を因果関係と考える法パラダイムに依拠していることを示しているのである。

（未完）

（受理　2005年4月13日）

76）西山のウェイトのかけ方が妥当だと言っているわけではない。定量的に比較研究を行いたいのであれば，権力タイプが違うわけであるから，その必要性があるというだけである。なお，西山は次稿以降で批判的に吟味する。